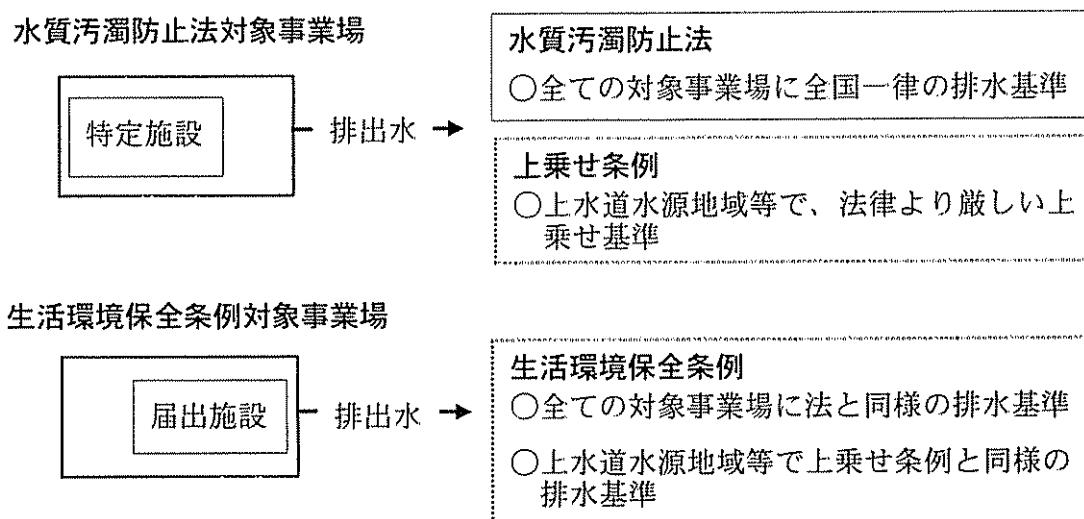
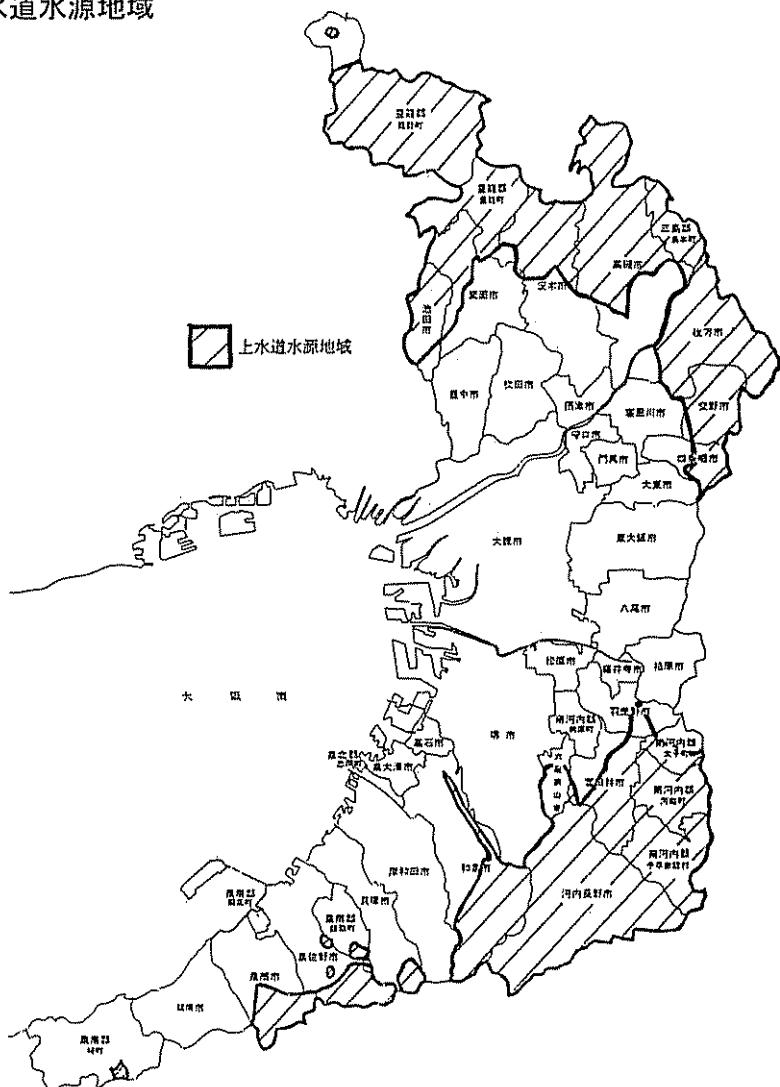


ほう素等3物質に係る有害物質規制の概要

1 水質汚濁防止法、上乗せ条例、生活環境保全条例による有害物質規制



(参考)上水道水源地域



2 ほう素等3物質に係る水質汚濁防止法、上乗せ条例、生活環境保全条例の排水基準

項目		排水基準		
		水質汚濁防止法	上乗せ条例及び生活環境保全条例	
			一般地域	上水道水源地域
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mg/L	10mg/L	1mg/L
	海域に排出されるもの	230mg/L		/
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mg/L	8mg/L	0.8mg/L
	海域に排出されるもの	15mg/L	15mg/L	/
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計）		100mg/L	100mg/L	10mg/L
備考	1 排水基準には、法、条例とも暫定排水基準を設定している。 2 上乗せ条例及び生活環境保全条例について <input type="radio"/> 旅館業（温泉を利用するものに限る。）については、ほう素及びふつ素に係る排水基準は、上水道水源地域であっても一般地域の排水基準を適用するものとする。 <input type="radio"/> し尿浄化槽を設置する事業場（新設を除く。）については、アンモニア等に係る排水基準は、上水道水源地域であっても一般地域の排水基準を適用するものとする（し尿浄化槽排水を排出する排水口に限る。）。			

3 経過措置について

法の経過措置		内容	○暫定排水基準を業種（41業種）ごとに設定 *別紙参照
		期間	○排水基準は「施行の日から3年間は（暫定排水基準）とする。」 (施行日：平成13年7月1日)
条例の経過措置	上乗せ条例	内容	○法の経過措置対象業種に対して、法の暫定排水基準を適用 ○アンモニア等に関して、既設の事業場に対し上乗せ基準を適用せず
		期間	○「施行の日から規則で定める日までの間は（上乗せ基準）を適用しない。」注1,2) (施行日：平成14年4月1日)
	生活環境保全条例	内容	○法及び上乗せ条例と同様の暫定排水基準を適用
		期間	○排水基準は「施行の日から平成16年6月30日までの間は（暫定排水基準）とする。」(施行日：平成14年4月1日)

注1) 条例暫定排水基準の適用期間は、環境審議会答申で「法と同様に3年間とし、この期間内の速やかな排水基準の遵守をめざすことが適當である」とされた。

注2) 現時点で、規則で定めていない。

水質汚濁防止法が設定する暫定排水基準

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	電子部品製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 電気めつき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 金属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ほう酸製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものに限る。) 旅館業(温泉を利用するものに限る。)	25 50 70 150 160 500
ふつ素及びその化合物(単位 ふつ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	石英ガラス製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) プラスチック金属複合板製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 化学肥料製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ふつ化水素酸製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) ほうろう鉄器製造業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもので海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 鉄鋼業(ステンレス酸洗工程を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。) 非鉄金属製錬・精製業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限り、貴金属製造・再生業を除く。) 貴金属製造・再生業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以	12 13 15

	上であり、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	
	電気めつき業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	
	電子管製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	
	半導体製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	
	電子部品製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	
	旅館業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもので海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	
	一般廃棄物処理業(令別表第一第七十一号の三に掲げる施設を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	
	産業廃棄物処理業(国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)の設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第三号、第五号又は第八号に掲げる施設を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	
	ほうろう鉄器製造業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)	25
	うわ薬製造業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。)	
	貴金属製造・再生業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
	旅館業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属するものに限る。)	50
	電気めつき業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。)	70
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(単位 アンモニア性窒素 に〇・四を乗じたも)	化学発泡剤製造業	120
	鉄鋼業(ステンレス酸洗工程を有するものに限る。)	135
	化学肥料製造業	160
	し尿処理施設	200
	核燃料製造業	210

の、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量について、一リットルにつきミリグラム)	下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(有機顔料製造業(フタロシアニンブルークルード工程を有するものに限る。)、トリレンジイソシアネート製造業又は発電所(排出ガス処理にアンモニアガスを使用するものに限る。)からの汚水等を受け入れるものに限る。)を有するものに限る。)	300
	酸化銀製造業	350
	触媒製造業	450
	銅フタロシアニン系顔料製造業	
	半導体製造業	530
	ウレタン原料製造業	600
	下水道業(特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設(モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに限る。)を有するものに限る。)	720
	電子部品製造業	730
	電気めつき業	800
	ビスマス化合物製造業	830
	タンタル溶解精密加工業	1000
	酸化コバルト製造業	1200
	イットリウム酸化物製造業	1400
	畜産農業	1500
	黄鉛顔料製造業	
	炭酸バリウム製造業	2200
	ジルコニウム化合物製造業	2600
	硝酸銀製造業	3000
	すず化合物製造業	3400
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	5800
	貴金属製造・再生業	8700
	ネオジム化合物製造業	10200